

令和元年5月 定例教育委員会

日 時 令和元年5月28日（火）13時30分～

場 所 市役所 11階職員研修室

出席者

（教育委員）

西本教育長 中島教育長職務代理者 深町委員 合田委員 内海委員

（事務局）

池田教育次長兼新しい学校推進室長 陣内教育次長兼学校教育課長 小田副理事兼社会教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 松尾総務課長 吉田学校保健課長 山口文化財課長 嶋田スポーツ振興課長 梶山教育センター所長 坂口図書館長 近藤青少年教育センター所長 熊本総務課長補佐

（関係部署）

安田島瀬美術センター所長

欠席者

なし

傍聴者 0名

内 容

(1)教育長報告

(2)平成31年3月分議事録の確認

(3)議 題

- ① 令和元年6月補正予算（一般会計第3号）の件
- ② 労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定の件
- ③ 佐世保市社会教育委員の委嘱の件
- ④ 佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正の件
- ⑤ 佐世保市教育集会所条例の一部改正の件
- ⑥ スポーツ振興課所管の施設に係る条例の一部改正の件
- ⑦ 佐世保市総合教育センター条例の一部改正の件
- ⑧ 佐世保市博物館島瀬美術センター臨時開館の件

(4)協議事項

なし

(5) 報告事項

- ① 「いのちを見つめる強調月間」について
- ② 令和元年度佐世保市中学校体育大会について
- ③ 「公立公民館のコミュニティ施設化」の方向性について
- ④ 日本遺産・鎮守府130年記念事業計画等について
- ⑤ 第4回図書館まつりの報告について
- ⑥ 図書館開催のイベントについて

(6) その他

- ① 次回開催予定

◆ 教育長報告

- 4月19日 平成31年度佐世保市郷土研究所研究員の委嘱状交付式
- 4月23日 子どもを事故から守る協議会
- 4月24日 学校保健会保健主事部会総会
- 4月28日 お馬さんのスケッチ大会
- 5月8日 前期教育委員会
- 5月9日 教科書採択審議委員会
- 5月10日 学校訪問B（宮小学校）
佐世保商工会議所青年部表敬訪問
- 5月12日 相浦小学校高島分校運動会
- 5月13日 学校訪問B（針尾小学校）
学校保健会総会懇親会
- 5月14日 学校訪問B（吉井北小学校）
佐世保明るい社会協議会 第2回運営委員会
- 5月15日 学校訪問B（浅子小中学校）
佐世保市民展開会式
臨時教育委員会
- 5月16日 青少年教育センター少年補導委員委嘱状交付式
- 5月18日 佐世保教育会総会懇親会
- 5月19日 佐世保市民展表彰式・レセプション
- 5月20日 新一年生安全傘の贈呈（JA）
令和元年度 佐世保徳育推進会議 総会
- 5月21日 令和元年度 長崎県市町村教育委員会連絡協議会総会及び県市町教育委員会
合同研修会（諫早市）
- 5月22日～26日 全国都市教育長協議会（富山市）
- 5月27日 文教厚生委員会研究会

【西本教育長】

皆さんおそろいですので5月の定例の教育委員会を始めたいと思います。

おととい市内小学校の運動会が無事に終わりました。熱中症の心配もありましたけれども、そういった報告もございませんでした。早目に昼ご飯を食べた後すぐに閉会式を行う学校もあったようです。ご対応された委員の皆様お疲れさまでございました。

また先週は、富山市において全国教育長協議会の総会と研修会があり、いろいろと報告を聞いてまいりました。興味がある点が幾つかありましたので、後日ご報告させていただこうと思いますが、そのなかの一つに、学校のトイレの問題がありました。本市でもトイレの洋式化を進めているのですが、とある自治体ではトイレについてLGBTへの配慮の

取組をやっていました。つまり、男子も女子もどちらも入りにくいという子がいるので、その配慮のために「みんなのトイレ」というのを設置し、そこは身体が不自由な方も男子も女子も入れるということが報告されてきました。今後、バリアフリー対応のトイレを設置する場合には、そういう配慮が要るのではないかと思います。

それでは、早速ですけれども、平成31年3月分の議事録の確認でございますが、既にもう皆様のところには配付されていると思います。内容について、ご質疑、ご異議等ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。議題が8項目ほどございます。

まず①の令和元年6月補正予算の件、当局から説明をお願いしたいと思います。

総務課長。

【松尾総務課長】

6月市議会は、6月14日に開会いたしまして7月3日までの会期で審議をしていただくこととなります。その中で、教育委員会としても予算の要求をいたします。その説明をさせていただきたいと思います。

資料は、当日配付資料の左手3ページをお開きください。

2ページは財源になりますので、歳出の説明の中であわせて説明をさせていただきたいと思います。

3ページの一番上、11款教育費1項教育総務費1目教育総務管理費でございますけれども、黒島の教職員住宅にいよいよ着手をいたします。昨年度から設計に着手させていただいておりましたがその分を今年度に繰り越し、現在は引き続き、設計を進めているところでございます。今回補正として計上させていただくものは仮設住宅のための予算となります。今年度、改修を行う古里住宅から仮設住宅に移っていただき、実際の建設は来年度、現在の住宅を解体した後に建設いたします。

二つ目が、同じく1項の2目教育指導費でございますけれども、学校教育行政一般、内容はスクール・ロイヤーの経費でございます。この詳細につきましては、後ほど学校教育課長から説明を申し上げます。

同じく教育指導費の中で三つ目、41万円の経費でございますけれども、これは県の研究事業の委託費でございます。県の委託を受け実施する事業であるため、2ページに記載のとおり、県の委託金をいただき、100%県の財源で行う事業でございます。委託金の決定は既にいただいております。対象校は猪調小学校、大野小中学校です。猪調小学校では主体的、対話的で深い学びの実現をテーマに研究をされます。大野の小中学校では21

世紀型学力を身につける児童生徒の育成をテーマに研究をしていただくことになっております。

続きまして、5項社会教育費1目社会教育総務費、金額としては330万円になりますが、日本遺産活用推進事業、これは日本遺産のPRをするための経費でございます。この経費についても、後ほど文化財課長のほうから詳細は説明をいたします。

五つ目でございます。5項社会教育費3目公民館費、金額は1億2,530万円、施設保全事業費として、宮地区公民館の建設に取りかからせていただきたいと思います。また、継続費といたしまして2億8,209万2,000円を計上いたしておりますけれども、これが建設、電気と管工事、いわゆる建設の総額でございます。うち1億1,731万4,000円を歳出予算として計上するものでございます。1億2,500万円との差額については仮設の事務所のリース代でございます。

一番下の債務負担行為として計上するものですが、一つ目の教育総務管理費の4,884万4,000円については、先ほどの教職員住宅について、工事の期間中ずっと仮設にいるものですから、令和2年度以降の契約を結ぶための債務負担行為を計上させていただいております。

社会教育費公民館費、1,145万3,000円についても仮設のリース代で、これは工事が次年度に及ぶものですから、事務所のリース代を計上させていただいているものでございます。

私からの説明は以上です。詳細のほうを学校教育課長、文化財課長から説明をさせていただきます。

【西本教育長】

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

それでは、当日配付資料の4ページを参照していただきたいと思います。

スクール・ロイヤー活用事業でございますが、これはいじめや児童虐待など、学校における諸活動にかかわって保護者等から過度な、また理不尽と思われるような要求等が発生することがあります。このような際に、弁護士による法的側面からの相談を実施することで、学校における教育活動の円滑な実施を図るとともに、教職員の心理的な不安や負担を軽減する。ひいては校務の効率化により、子どもと向き合う時間の確保を最終的には図っていきたいと思います。

補正予算として計上しておりますが、この理由につきましてはまず、文科省においてスクール・ロイヤーの導入に係る研究が始められたのが、いじめへの対応という部分でございました。そもそも子どもたちのいじめの防止にかかわって、いじめが法的にどのような行為なのかということを知らせていく、また職員に研修を進めていけばどうかということで文科省の研究がスタートしています。

続いて、教職員の働き方への関心が集中し始めました。働き方改革の一環として「チー

ム学校」という概念が生まれ、子どもたちの心理的な不安にスクールカウンセラーが当たる等、それぞれの分野のスペシャリストをチーム学校として活用していったらどうかという研究が続いて行われました。

その研究が進められている最中に、他都市において虐待に係る事案が発生いたしました。このときにも、保護者からの不当とも思えるような理不尽な要求等があり、それに屈したことで、大変痛ましい事案につながったのではないかとということが指摘されました。そのため、文科省でも緊急のワーキングチームをつくり、導入の研究がスタートされたという状況でございました。

このような中で、本年2月、本市における状況に関する調査を全小学校、中学校に行いました。その結果を確認しましたところ、過去2年間で法律の専門家に相談したいと強く思うような事案が11件発生していました。また、スクール・ロイヤーの制度について、必要と考えるかどうかという質問に関しましては、ほぼ全ての学校が必要であり、ぜひ導入してほしいという意味であることがわかりました。そのようなことから研究を深め、今回6月で補正予算を計上したということでございます。

計上額は30万円です。1回当たり30分程度の相談に対し5,000円程度の報酬を支払っていくことを予定しています。また、迅速に進めていきたいと思っておりますので、窓口として学校教育課を通した上でゴーサインを出し、ファクス、電話及び面会による相談も全て可能とし、迅速に対応できるようなシステムを構築したいと思っております。

また、県教委が県立学校に対して同様の制度をつくっておりますが、これが県の弁護士協会を通じて事業を進められておりますので、本市においても県の弁護士協会の佐世保支部のご協力をいただきながら進めていきたいと考えています。

60回のカウントの内訳ですが、小学校・中学校の調査回答から、実際に2年間で11件、1年間に五、六件ほど相談を切実に感じる事案がありました。一つの事案について1回の相談で終わることはないと思いますので、5回程度は継続して対応することが必要であることを想定し、6件掛ける5回の30回。それから重篤に至らない案件というのは、基本的には重篤な案件となる前に、スクール・ロイヤーへ相談をして整理をしていきたいと思っておりますが、そういった軽微な案件として30回。また、この中で校長会、教頭会等に招聘し、法律に関する基本的・一般的事項をまずレクチャーしていただくことを含めて計60回と考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

文化財課長。

【山口文化財課長】

私からは資料の6ページになります。

日本遺産活用推進事業における文化財の多言語解説整備に係る補正予算でございます。補正予算の理由でございますが、まず国の文化財活用戦略ということで、平成28年4

月に「文化財活用・理解促進戦略プログラム」が策定されております。2020年までの目標として、多言語解説の整備などを含めて1,000程度の事業を実施したいと考えられています。

その一環として、文化財に対して先進的・高次的な多言語解説を整備する事業に対する補助制度が平成30年度に創設されております。今回、募集が4月にございましたので、このタイミングで補正予算を計上したところでございます。

また、本市の地方創生戦略、リーディングプロジェクトの一つとして、クルーズ船の誘致、世界遺産・日本遺産などのブランドを生かした認知度向上を図る施策を展開させることにより、外国人来訪者の受け入れ態勢に重点を置いている状況にもございます。

これらの状況を踏まえ、日本遺産「鎮守府・佐世保」のシンボリックな存在であり、外国人来訪者が増えつつある針尾送信所において、その価値をよりわかりやすく説明するとともに、外国人来訪者の誘致を促進するため、国の助成を活用し、多言語システムの導入を行っていきたいと考えております。

先進的に既に導入されている長崎市や対馬市の事例も提示しております。両市と同じようなシステム、オメガコードと呼ばれているものを導入することを考えております。QRコードよりも情報量をたくさん取り込むことができるシステムとなっており、音声や文字テロップだけではなく画像等も活用できるものになっております。

特徴としましては、アプリをまずダウンロードしていただいて、そのアプリをアクセスしていただくと多言語、または音声の解説を聞くことができることになっております。

アピールポイントというところに書いてありますが、10カ国語に対応できます。10カ国語にするかどうかは今後検討していきたいと考えておりますし、言語についても10カ国語以上の言語に対応できるようになっていきますので、セレクトしながら考えていきたいと思っております。また、携帯電話の圏外でも利用が可能ということで、オフラインの状態でもアプリさえダウンロードしておけば、どこでも見るということというメリットがございます。

導入事例ということで、QRコードと似たような形のものを説明板に張っておくということになっております。針尾の送信所は1カ所だけじゃなくて、針尾送信所内にいろいろな文化財がありますので、その説明をこの一つのオメガコードの中で取り込んで解説を図っていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

議題1の説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま6月の補正予算に関する説明がありましたが、何かご質疑等ございますでしょうか。

内海委員。

【内海委員】

スクール・ロイヤーの弁護士のことでちょっとお聞きしたいのですが、今まで弁護士に相談するようなケースがあったのでしょうか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

学校において、まずは保護者等へ対応されます。その段階で理解がいただければそれで済みますが、一定対応しても理解がなかなか進まないとなると、学校教育課へ相談が参ります。そこでまず私たちが学校に対し、こういった対応を指示することになってきますが、それでもおさまらない場合、直接保護者等が来庁し、学校教育課に対して要望や要求をおっしゃります。それでもおさまりがつかなければ、訴訟として対応せざるを得ない話になってきますが、そのような事案が発生したときには、佐世保市が契約しております顧問弁護士に相談に伺い、学校教育課が窓口となり対応する形となっております。

このような事例はこれまでも発生していましたが、訴訟となる前に、早い段階で学校から直接相談ができるようなシステムを構築したいと考えています。

【内海委員】

弁護士会が窓口になるということであれば、弁護士の方もそれぞれ専門分野があるので、その辺を事前に弁護士会と打ち合わせされて、教育関係の知識がある方がチームに入って取り組んでくれればと思います。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

おっしゃるとおりです。私たちもどうすれば効果的な運用を構築できるかというところを大変悩んでおり、そのあたりを研究していました。

佐世保市内に15名ほど弁護士の方がいらっしゃるのですが、複数の弁護士を在籍させている弁護士事務所でなければ、突然相談が入ったときに、迅速な対応が困難となりますので、一定の規模でないと対応できない。また、弁護士協会を通じて対応をすることを想定した場合、弁護士協会にこういった事案を誰かお願いします、今誰が対応可能か探すこととなり、やっぱり迅速性がとれない。また、同じA校のある事案に対して、今回は弁護士協会である弁護士の方を指名したけれども、次にこの方が対応できなかった場合、継続性がとれない。また、関与される弁護士が多くなると、一方でノウハウの蓄積が難しくなることを懸念しています。そのため、一定の条件を満たす方の中で弁護士協会から推

薦していただいた上で委託することが効果的ではないかと考えています。

【内海委員】

私もそのように進めていただけてもらったほうが良いと思います。弁護士によって、対応結果が異なる場合もあるようですので、特にここは難しい部分ですね。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、①の議題は以上で終わったということで、次の労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定の件に移りたいと思います。当局からご説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

事前配付資料の1ページをお願いいたします。

ご承知のとおり、教職員の働き方改革や労働条件の適正化が今問題になっておりまして、教育委員の皆様にも適宜ご指導いただきながらさまざまなものを取り組んできておるところです。特に昨年度は、ICカードを活用した出退勤の管理システムを導入し、また今年度からは部活動のガイドラインの運用がスタートいたしました。また、今年度から新規事業として、スクールサポートスタッフを8校に配置をしました。導入初月である4月の状況を見ますと、概ね良いスタートとなっております。4月は一番教職員が忙しい時期の一つですが、一定の成果があつておるところでございます。

そのような中で、今回は議案書にありますように、労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定についてご審議をいただきまして、教職員の働き方の労働条件の適正化についてご審議をいただくものでございます。

公立学校に勤務する職員の勤務時間は、原則として労働者ですので、労基法が適用されますが、その労基法の範囲の中で当該の地方公共団体が条例で定め、その条例に定められた勤務時間を超える場合が時間外労働と呼ばれるものでございます。今長崎県では週当たり7時間45分というものを勤務時間に設定しておりますが、これを超える部分が時間外労働ということになっております。

公立学校の中にさまざまな職員が働いておりますが、その中の教育公務員につきましては「原則として時間外労働は命じないが、ただし、定める場合、政令で定める基準に従って条例で定める場合認める」こととなっております。その特例の一つは校外実習、その他生

徒の実習にかかわる業務。二つ目は修学旅行等学校行事に関する業務。三つ目が職員会議に関する業務。四つ目が非常災害や児童生徒の指導に関する緊急の措置、緊急の生徒指導事案とか安全確保事案とかそのようなものですが、この四つのやむを得ない場合に限り時間外労働を命じることができるかとされており。これが教育公務員の場合でございます。

この教育公務員の時間外労働につきましては、教職員調整額ということで給与の4%が実績にかかわらず必ず支給されるというものになっております。当時、この法が制定されたときに1カ月の超過勤務の状況を文科省が調査をしまして、大体4%ぐらいが時間外になっていたので、それで4%の分を給与として払うようにしました。現状では、4%をはるかに超過する勤務状況となっておりますが、その制度が教育公務員については残っているということです。時間外は原則としてさせないが、さきほど申しました四つの項目については認める。ただ、時間外勤務をしようとしまいと最初から教育公務員の調整額として冒頭から支給をしておるといって制度でございます。

一方、公立学校の職員であっても教育公務員に該当しない職員がおります。具体的に申しますと学校事務職員、学校栄養職員です。栄養教諭は教諭免許を持っており、教育公務員になりますが、学校栄養職員は教育公務員に該当しません。その他、学校管理員や給食調理員の従事関係者等が該当しておりますが、このような方々については教育公務員ではありませんので、先ほど申しました法令が適用されておられません。これらの時間外勤務に関する条例の定めのない方々に対しては、直接労基法の適用範囲となるために労働基準法の第36条が適用されるところでございます。

この労働基準法の36条というものが、使用者が——使用者というのは学校では校長になりますが、使用者である校長は労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、これを行政官庁に届けた場合において労働時間を延長することができるとなっております。ですから、この協定を結ばないならば1分たりとも時間外労働をさせることができないというのが労基法の原則です。ところが、実際には栄養職員も学校事務職員も時間外労働をしている現実がありまして、また県から時間外労働の手当が支給を既にされております。

これを今回適切な形にしたいということで、対象としては学校栄養職員と学校事務職員を対象とした三六協定を締結するということです。なお、市費負担の学校管理員や給食従事者の方々に関しましては、時間外勤務を命令しない、時間内で全て業務をしているということを原則とし、三六協定を締結しない。三六協定の締結者は学校栄養職員と学校事務職員だということで整理をしております。

資料の7ページをお開きください。

これは三六協定の協定書と協定届を兼ねたものでございます。これをそれぞれの学校ごとに作成していただいて、校長とその職場の代表者で締結します。それを監督権者になります佐世保市長に提出をする。それをもって時間外労働がこの条件の中で認められるということになります。

提案は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの三六協定に関する説明につきまして、ご質疑等ございますでしょうか。
内海委員。

【内海委員】

7ページの三六協定の協定書、届け出、今までもこれを届出されていたわけですか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

今まで提出しておりません。県内の県立学校、それから21市町の市町立小中学校全て
しておりませんでした。しかし、今般の働き方改革、労働条件の適正化を勘案し、今年度
から県立も市町立も順次進めているところでございます。

【内海委員】

今後の手続きはどのようになりますか。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

流れとしましては、今回議決をいただいて、この後6月7月の校長会で説明をし、8月
1日から締結したいと思っています。

【内海委員】

過半数を占める組織というのは、組合じゃなくてその一つ一つの学校単位で働いてい
る先生方の代表者を選んでいただいていることかと思いますが、そのときは当然教頭は
入らないということになりますか。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

この締結の対象者は学校事務職員と学校栄養職員ですが、この職場の職員としては全部
になります。教諭等も全て含まれます。市費負担の職員まで含めて、そこで合議によって
代表者を選んでいただくことになります。

【内海委員】

わかりました。

【西本教育長】

ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、かように取り計らいたいと思います。よろしくお願いいたします。

次、3番です。佐世保市社会教育委員の委嘱の件ということで、当局から説明をお願いいたします。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

それでは、資料は次第がついている資料の9ページ、右上に「議題③」となっております分でございますが、佐世保市社会教育委員委嘱の件ということで、委嘱に関してのご提案でございます。提案の理由に平成31年4月19日をもって前委員、具体的には花高小学校の迎校長が委員をされておられましたが、こちらが辞任なさるということで後任の委員を小学校長会から選出いただき、片瀨満里子楠栖小学校校長に委員を残任期間、令和元年12月9日までの残任期間を委嘱したいということで提案するものでございます。

当日配付資料の7ページをお開きください。

こちらに社会教育委員の名簿新旧対照がついております。社会教育委員、佐世保市は社会教育委員設置条例によりまして9名の定員でございます。この中で現在9名が委嘱されています。左側一番上に迎和人氏、こちらがこれまで委員に就任いただいておりますが、小学校長会の役員を改選された中で新委員として片瀨満里子氏を小学校長会から社会教育委員に推薦をされたということでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【西本教育長】

ただいまの社会教育委員の委嘱の件ですけれども、委員の皆様から何かご質疑等ございますでしょうか。

それでは、お諮りしますが、社会教育委員の委嘱の件、このとおりでよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは④です。佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正の件ということで、当局から説明をお願いいたします。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

それでは、当日配付資料の8ページ、右上に「議題④」をお開きください。議題は佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正の件ということで、条例改正の提案でございます。提案理由でございますが、「受益者負担の適正化指針」に基づく使用料の見直し及び消費税増税に伴い、使用料の改正を行うものということで提案させていただきます。

改正の理由は二つでございます。指針に基づく使用料の見直し、こちらは市全庁的な受益者負担の適正化指針というものがあまして、3年に一度使用料の見直しを行うこと。使用料はこの施設の維持費と施設の整備費から算出させて、これを3年に一度見直していくというルールがございます。それが1点。

それから、もう一つは、今般消費増税が予定されておりますが、この消費増税に対応するための使用料の再計算ということを行い、条例の改正案を出しているところでございます。

9ページ以降がその条例改正議案でございますが、具体的には新旧対照表で18ページ以降に改正前と改正後の金額がついてございます。公民館の使用料につきましては、社会教育目的と社会教育目的以外の使用料2種類が各部屋に設定されており、ご覧のように若干ずつ金額が変わっておるところがあります。各地区公民館で部屋ごとの金額は設定していますが、その根拠となっておりますのが、資料の29ページとなります。

公民館の使用料は、その建物の新しさ、古さ等々で場所によって金額が違うということとはちょっと性質として違うのではないかとということで、地区公民館の維持費をすべて算入した上で、部屋の広さに応じて、どこの公民館を使っても同じ金額という形で設定しております。部屋の広さの区分というのはこちらの表のとおり9区分でございます。50平米未満から70平米以上までということで9区分でございます。

今回、3年ごとの見直しという中で、維持費、それから整備費の再計算を行ったところ、その分での改定は変動が10%未満ということでございましたので金額変更がございませんでした。これは市のルールの中で10%未満の変動については料金改定を行わないこととなっております。もう一つの理由の消費増税で8%から10%への見直しに伴う金額変更はございます。2%上がるわけですが、10円未満については四捨五入ということがありますので、10%に上がっても料金が変わらないという部屋もございます。

もう一点、公民館使用料のうち、社会教育目的の使用について改定がございます。これは、従来、無料であった社会教育目的の使用について、平成27年12月に条例改正をし、平成28年4月から有料となっております。当初、使用料を設定するときに、本来の社会教育目的の額にいきなり料金を取るとするのは、非常に大きな負担となってしまいますので、本来の額の50%の金額で設定をするという激変緩和措置をとっております。そこで3年ごとの見直しの中で経過措置があり、本来の金額に到達するまで1.5倍ずつ増額し、段階的に上がっていくという措置をとっております。そのため今回は、前回の金額50%、本来の金額の50%、つまり本来の金額の75%という金額での設定となっております。

それで、表中の最下段を比較していただきたいのですが、例えば50平米未満、社会教

育目的、現在の金額、経過措置の分で40円となっている部分が改正後は激変緩和措置で60円という金額になります。40円の1.5倍を上限値として設定ということで60円、差額が20円となります。こういう計算を部屋ごとに行って算出して出た結果が新旧対照表にある状況でございます。

こちらを今6月定例議会で議題として提案したいということで教育委員会に提案したところでございます。よろしく願いいたします。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、ご質疑等ございますか。

私から。条例に記載されている金額の消費税は内税ですか。外税ですか。

【小田副理事兼社会教育課長】

記載されている金額に入れていきます。

【西本教育長】

もし消費税の改正がとりやめとなり、8%となった場合、条例改正を再度行うこととなりますか。

【小田副理事兼社会教育課長】

そのようになりますが、今のところ、全庁的に増税を見越した形で提案するというところで進めております。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

消費税を5%引き上げたときと異なり、今回は8%から10%に増額するというのは、景気判断事項等はありませんので、決定していることとございます。5%引き上げたときには、経済状況を見てもう一度判断するという条文がついておりましたが、今回そういったことはありませんので、消費税を10%に上げないであれば、国会を開き、上げない法律を再度つくらないといけないこととなります。今は法律どおり上げるというのが決まっていますので、本市としても事務も進めていくということで財政課と話をしているところでございます。

【西本教育長】

わかりました。その他よろしいですか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、④の公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正の件はそのように取り計らいたいと思います。

次です。同じような案件ですが、教育集会所条例の一部改正の件、説明をお願いいたします。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

資料は同じく当日配付資料の31ページでございます。

佐世保市教育集会所条例の一部改正でございます。こちらも提案理由、先ほどの公民館の設置に関する条例と全く同じ文言でございますが、二つの理由により使用料の改定を行うために提案するものでございます。

改定の方法は公民館と同じでございます。その結果、教育集会所では三つの部屋についての料金設定がありますが、そのうちの集会室というところだけ10円の料金改定が発生しております。料理実習室と和室につきましては四捨五入の関係で変動せずということで金額はこの一部屋だけ改定ということになっております。

簡単でございますけれども、よろしくをお願いいたします。

【西本教育長】

ただいまの説明について、ご質疑等ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

よろしいですね。じゃあ、そのように取り計らいたいと思います。

同じく受益者負担に関するものです。6番目です。スポーツ振興課所管の施設に係る条例の一部改正の件です。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

当日配付資料、引き続きになります。35ページをお開きください。

右上に「議題⑥」と付してあります。スポーツ振興課所管の施設に係る条例の一部改正の件でございます。

提案理由につきましては、先ほど社会教育課からもありましたように、受益者負担の適正化指針及び消費増税に伴う使用料等の見直し等を行うため提案するものでございます。

スポーツ振興課が所管する条例ですが、①体育文化館の条例から次のページ、⑩佐世保市鹿町地区体育施設条例、10本ございます。

37ページをお開きください。

条例改正理由は大きく三つございます。①消費増税分のみを改定するもの。8%から10%に上がる分で2%程度上がるというものであり、これがほとんどになります。②消費増税分に合わせて原価計算をした結果、体育施設の利用料金を値上げするもの。③番、使用料区分の新設及び撤廃。この3種類ございます。

2番です。②についてご説明いたします。消費増税プラス原価計算をした結果、料金を改正するものでございます。まず指定管理者施設、総合グラウンドのプールにつきまして、改定前が450円だったのが500円。差額50円の増というものでございます。2項、陸上競技場につきましては150円を200円。これにつきましては、他市の類似施設等を参考に使用料を設定いたしました。小佐々地区の体育施設につきまして、海洋センターのプール、中央運動公園テニスコート、大悲観のテニスコート、これにつきましてもそれぞれ値上げをしております。鹿町地区の体育施設、これもテニスコートですが値上げをしているものでございます。改定率が1.5倍という上限がありますので、その1.5倍の範囲内での利用料の値上げをしているものでございます。

38ページをお開きください。

直営施設、吉井と世知原の体育施設でございます。これにつきましては、3年前、28年に受益者負担の見直しを行い、料金を設定しておりますが、もともと合併前の旧町時代、料金が無料でした。受益者負担の考えから、施設については基本的に有料ということで料金を設定いたしましたが、いきなりゼロから400円になるというご意見もございましたので、経過措置を設けまして50%減額をしております。例えば一番上、吉井北部運動広場につきまして、半面1時間につき現在は200円です。本来の料金は400円になりますが、それを50%減額して200円と設定しておりました。今回の改定に伴い本来額に近づけるように設定するのですが、1.5倍が上限とありますので、今回の設定額は200円の1.5倍の300円。本来の料金までは届いていない状況です。

39ページをお願いします。

ここは新設と撤廃でございます。総合グラウンドのプールと陸上競技場につきまして、個人使用向けに回数券を新たに設けました。10回分の値段で11枚ついており、利用者の利便性の向上につながるよう意図し導入しております。吉井地区の体育施設につきましては、もともと2分の1面と全面使用という料金区分しかなかったのですが、使用者の要望等を受けて4分の1面、例えばグラウンドゴルフをしたいときにはグラウンド半分も要らない、4分の1あれば十分というご意見もありましたので、今回値上げをするのに合わせてそういった利用区分を見直し、利用しやすいような設定を行っております。最後に、宇久地区体育施設でございます。もともと市民の料金と市民以外の料金区分でありましたが、離島振興という観点から市民以外であっても市民料金と同じという考えで料金設定を行いました。つまり、市外料金を撤廃し市外の方が宇久の体育施設を利用する際でも市民と同じ料金で利用いただくように改定を行っております。

40ページ以降につきましては、それぞれの体育施設の条例の改正文と新旧対照表をそれぞれ添付しております。

以上で説明を終わります。

【西本教育長】

ただいまのスポーツ振興課所管の施設についての条例改正の件ですが、何かご質疑等ございますでしょうか。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

先ほどの案件、2案件とそれからスポーツ振興課⑥、総合教育センター課⑦につきましては、改定時期を10月1日付ということで提案をするところでございます。こちらは、本来は3年に一度の見直しとなりますと31年4月1日の改定というのが全庁的なルールなルールでしたが、消費増税というところがあって、そこと合わせたところで10月という時期にずらされている状況です。

以上でございます。

【西本教育長】

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、この6番目のスポーツ振興課所管の施設に係る条例の一部改正の件は、そのように取り計らいたいと思います。

次です。佐世保市総合教育センター条例の一部改正の件について、ご説明をお願いいたします。

センター長。

【友永総合教育センター長兼総合教育センター課長】

それでは、資料は当日配付資料の102ページをお願いいたします。

議題7、佐世保市総合教育センター条例改正の件でございます。改正の理由につきましては、先ほどのスポーツ振興課、社会教育課の改正と同じでございます。使用料の適正化指針、それと消費増税に伴うものでございます。

詳細につきましては新旧対照表でご説明申し上げますので、106ページをお願いいたします。

まず、プラネタリウム室と天体観測室の子どもと大人料金でございます。これにつきま

しては、原価計算を再計算いたしましたところ、額的には変わっておりませんので、消費税の増加分に伴う分のみを改定をしております。10円未満が四捨五入となりますので、子ども料金は変わらず150円、大人料金が310円から320円に上がっております。

それと、下のほうでございますけれども研修室の利用でございます。複合施設総合教育センター内の清水地区公民館につきましては、先ほど社会教育課長が説明いたしました市内全公民館の料金と同一でございますので、同じ施設内にある研修室も部屋の広さに応じまして同じような料金形態をとっておるところでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま総合教育センター条例の一部改正の件につきまして説明がありましたが、ご質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

では、そのように取り計らいたいと思います。ありがとうございました。

以上で受益者負担関連は終わります。続いては佐世保市博物館島瀬美術センターの臨時開館の件ということでございます。

館長。

【安田島瀬美術センター館長】

それでは、事前配付資料の10ページをお願いいたします。

議題⑧となっております。今回、島瀬美術センターでは、この夏に「ねこがかわいだけ展 WE LOVE SWEET NECO展」を開催する運びとなりました。それに伴いまして、ふだんは火曜日が休館日でございますけれども、主催ということで、荒木幸史展やエヴァンゲリオンと日本刀展、そしてフランス近代絵画展でもこの展覧会の開催にあたり、休館日に臨時開館をしたいと考えております。

概要につきましては、同じく12ページをお開きください。ねこがかわいだけ展の要項でございます。

タイトルは「ねこがかわいだけ展 WE LOVE SWEET NECO」という展覧会です。期間としましては7月24日水曜日から令和元年9月1日日曜日までの開催でございます。ちょうど夏休み期間中の展覧会でございます。開館時間は10時から18時、入館は17時30分まで。最終日のみ入館は17時までとなっております。そして、場所は島瀬美術センターの2階、3階、4階となります。

内容につきましては、ぶさにゃん、残念過ぎる猫で猫の新しい魅力を引き出した沖昌之、そして「のら猫拳」シリーズで猫のコミカルな面にスポットを当てた久方広之、また「世

界で一番美しい猫の図鑑」という艶やかで憂いのある猫の表情を引き出したアストリッド・アリソンの写真などを一挙に展示をいたします。

そしてまた、ただいま募集中ですけれども、公募で集めたかわい過ぎる猫の写真をたくさん展示しようと思っております。こちら5月31日まで約15日間募集する予定ですが、1日400件のペースで4,000点ぐらい集まる見込になっております。

料金は、前売り券が600円、当日券が800円。そして小学生以下を入場無料としております。チケットはプレイガイドで既に販売をしている状況です。

そして、今回の展覧会の主催ですが、NIB長崎国際テレビ、佐世保市、そして日本テレビ、「ねこがかわいだけ展」実行委員会ということで、島瀬美術センターのほうが主催に入っております。そのためにこの展覧会は全国巡回展になっておりまして、協賛、協力の方もいただいておりますが、一番下、同時期の開催でほぼ同じ時期に全国4カ所で開催されるものになります。東京、大阪、新潟、そして佐世保と全国4カ所での展覧会と今のところなっております。

今日本テレビを中心に公募の作品を集めている関係上、大変な数今集まっております、島瀬美術センターでも大人気の展覧会になる見込みでございます。したがって、開館をさせていただくことでたくさんのお客様、佐世保以外の方たち、市外県外と問わずお越しただいただければと思っております。ぜひ開館をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

【西本教育長】

島瀬美術センター臨時開館の件です。これにつきまして、ただいまの説明でご質疑等ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

よろしゅうございますですね。では、このように取り計らいたいと思います。

以上で議題は終わりました。あと、協議事項はございません。次に、報告事項に移りたいと思います。

まず①です。「いのちを見つめる強調月間」についてということで、説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

事前配付資料の2ページをごらんになってください。

令和元年度の佐世保市におけるいのちを見つめる強調月間について、6月1日を「いのちを見つめる日」、6月の1カ月間を「いのちを見つめる強調月間」として取り組みたいと

思っております。本年度は6月1日が土曜日で学校がありませんので、大久保小学校だけは6月1日に集会をいたしますが、そのほかの学校はおおむね前の週の金曜日、もしくは木曜日に校長講話等は実施をしてということになります。

今年度の取り組みにつきましては、一つ大きなトピック、私も大変すばらしい研究と取組だと思っておりますが、資料の3ページの(3)です。期間中に「SNSノート・ながさき」を活用して児童生徒や保護者を対象に情報モラルの向上に関する取組を、新規事項として全ての学校で取り組むこととなっております。

県教委が「SNSノート・ながさき」というものをつくりました。SNS事業者等とタイアップをして、SNSをどのように使っていくべきなのかというのを一、二年生低学年用、三、四年生中学年用、五、六年生用と中学生用と高校生用、あわせて、保護者用というものをつくっております。今後、全県下含めて今年度は保護者等を含めた会で実施していこうということで、佐世保市におきましてはもう全校でこの期間で保護者懇談とか授業でもいいので一緒にこれを使った学習をしてくださいということで進めています。

一、二年生用は例えば公園でスマホをしている人の絵を見てどこが問題かというような問いかけとか、それぞれの学年の実態に応じた具体的なシーンを出しながら、また保護者向けは家でのスマホルールの作り方などが実際に詳しく書かれているところがございます。ますます深刻化してきておりますので、こういったくさびをきちんと打っていかねばならない時期だということがございます。

【内海委員】

これはもうでき上がって配付されているのでしょうか。

【西本教育長】

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

HPにてダウンロードができるような形になっております。

【合田委員】

低学年、中学年、高学年、中学生、高校生、保護者それぞれに作成してあるのですね。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

対象が上がれば、例えば実際のSNSの画面を表示して、こういった言葉が間違い、傷つけるかを問う内容となっております。

【合田委員】

どの写真をどのネットに公開しますかという問いかけもありますね。

【深町委員】

保護者版にも記載があります。すごいですね、ルールづくりが。

【西本教育長】

これは高校生用かな。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

SNS事業者もタイアップしています。

【中島教育長職務代理者】

活用の手引も丁寧ですよ。一緒に活用の手引というのが出ているので、こういった場面でどういう取り扱いをしましょうみたいなことを結構細かに説明してある。よく頑張っ
てつくっていますね。

【深町委員】

これは継続して使えるということですよ。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

そうですね。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

資料の後段からは、それぞれの学校がどういった取り組みをするかというものを載せて
おります。

また、資料の1ページは今度の土曜日の大久保小学校の取り組みの概略を掲載して
おります。今年度は二部構成にしまして、いのちの講話ということで東翔高校の中村先生を
お呼びして、人を大切に
する接し方や、ブラスバンドの中に事故にお遭いになられた方を
モチーフにした講話というものを話されるようです。駐車場は準備いたしますので、ご来校
の予定がございましたら事前に学校教育課にご連絡いただければと思っております。

あと、6月23日には、資料は4ページでございますが、いのちをみつめる強調月間の
いのちを見つける講演会ということで、本年度は養老孟司先生にアルカスで講演をいた
だくという形でございます。以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの報告につきまして、何かご質疑等ございますか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次の報告事項です。令和元年度佐世保市中学校体育大会について、当局から説明お願いいたします。

学校保健課長。

【吉田学校保健課長】

学校保健課です。資料は事前配付資料報告事項の25ページ、報告事項②をごらんください。資料に沿って報告申し上げます。

令和元年度の佐世保市中学校体育大会がいよいよ開催されることとなりますけれども、市中体というのは一番の狙いに書いておりますとおり、学校教育活動の一環として学校体育の充実と中学生の望ましい心身の発達を目指すことを目的として開催されるものでございます。

大会の概要でございますけれども、4番の期日のところをご覧いただきたいと思います。6月8日土曜日から6月10日月曜日までの3日間で陸上競技、各種競技等14競技が実施されます。それと6月14日金曜日には水泳競技、10月1日火曜日には駅伝競技、合計で16競技実施されます。なお、資料には競技種目全17競技と記載されておりますけれども、実施要綱では16競技に合わせて「相撲」がまだ残っている形になっている関係で17競技となっております。実際に開催されるのは、相撲競技は開催されませんので16競技ということでございます。

5番の会場につきましては、総合グラウンド陸上競技場ほか全24会場ということでございます。各会場で実施される競技、競技日時は27ページごらんください。27ページに記載しております。ご参考いただければと思います。

あとは、10番の開会式でございますけれども、6月8日大会初日に総合グラウンド陸上競技場で行われます。なお、雨天時には総合グラウンド体育館で会場を移して実施されます。開会式の次第は26ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

あと補足事項といたしまして、競技結果につきましては佐世保市スポーツ情報サイト「PLAY!」で確認可能となっております。ただし速報値は載りません。この日の大会の結果のみの掲載となりますのでご了承ください。

以上、市中体関係の説明を終わります。

【西本教育長】

中学校体育大会についての報告でした。何かご質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますね。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次の公立公民館コミュニティ施設化の方向性についてということで、報告をお願いいたします。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

資料は先ほどの続きの28ページ、報告事項③でございます。

市民生活部から各地区自治協議会会長様宛てに公立公民館のコミュニティ施設化の方向性について通知という形で文書が発せられましたのでご報告です。

この件につきましては、公民館を所管しております教育委員会、特に社会教育課とそしてコミュニティを推進します市民生活部、協働の中で地域の方々と話し合いをしながら、そして有識者のお話を聞きながら進めてきたところでございますけれども、目標として令和元年4月にコミュニティセンター化をしていくというスケジュールで地域の方々と対話をしてまいったところでございます。

ところが、この通知の中の2段落目のところをご覧くださいますように、これまで開催しました地区自治協議会の会議や個別訪問による意見交換の結果、現時点では地区自治協議会の皆様の十分なご理解を得る状況には至っていないと認識しておりますことから、ご意見を聞くのにまだまだ時間が必要だという認識の中で、これからまたそういう意見交換、説明会の場を設けていきながら進めていきたいとなっております。具体的には5月に全体説明の開催ということで市民生活部が計画されていたもの、これを一旦延期して見送らせていただきたいという意味での通知でございますけれども、地域の皆様からのご意見、説明会等への積極的な開催等を通じてご理解をいただくようなことで進めていきますということで通知が出されましたので、地区自治協議会会長宛てでございますけれども、教育委員の皆様にもご一読いただきたいと思ひまして、報告させていただきました。

以上でございます。

【西本教育長】

公民館コミュニティ施設化についての報告でしたが、委員の皆さん何かご質疑ございませんでしょうか。

【中島教育長職務代理者】

実際のところ方向性というのは変わっていないと思いますが、大きな課題として本来の公民館の機能というのが確保、維持できるのかとか、あるいは実際に運営できるだけのそれぞれの各公民館の自治力の力があるのかとか、そういったことがあるのではないかと思います。今後の見通しとか実際のスタートの予定と何かそんなに変わらないのでしょうか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

全体の制度設計という部分が不十分だったということで、そこをスケジュール感であるとか、それから内容についてもご理解をいただける内容ではなかったのかということで、そこから皆さんのご意見を聞き直して、そこをどう捉まえていくのかということで設計し直す、それは白紙に戻すという意味ではなくて、今委員がおっしゃっていただいたように運営のあり方であるとか、生涯学習の担保のあり方という基本ベースのところというのは変わりなく、それを実際どのように設計していくのかということからになりますので、スケジュール、それから説明の仕方、このプロセスについてもいま一度やり直しというところでございます。

【中島教育長職務代理者】

わかりました。

【深町委員】

確かに、私たち教育委員としても、去年の今ごろ突然出てきた話で、寝耳に水だったので、よくわからないままにずっと進んでいった感じですが。地域の方も現時点ではメリットを感じないとおっしゃる。デメリット、不安ばかりが先に立って、そのコミュニティセンター化ということについてはもうメリットを一切感じないのでどうして進めるのだろうという話ばかり聞いていたので、ここで1回立ちどまってもう一回というのはすごくいい判断かなと感じます。

私たちも去年今ごろ突然出てきた話であり、驚いたところだったので、それ以上に地域の方々は戸惑われたのかなというのは思います。地域の方々の理解を得ながら進めていくのが一番かなと思いました。よかったかなと私は感じています。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次の4番です。日本遺産鎮守府130年記念事業計画等について。
文化財課長。

【山口文化財課長】

同じ資料の29ページをお開きいただきたいと思います。

ようやく日本遺産佐世保鎮守府130年記念事業ということで、関係する部局の実施す

る記念事業がまとまりましたのでご報告させていただきます。

まず、観光のほうで民間の団体とも連携しながら進めていますので、民間の方が行われる130年記念事業もあるということで、今回の資料は書けるところのみということでご覧いただきたいと考えております。

佐世保鎮守府の開庁が明治22年1889年の7月1日ということになっております。この7月1日で130年の節目を迎えるということで、さまざまな記念事業を開催することにしておりまして、スケジュールの表を見ていただきたいと思いますが、7月から11月にかけて記念事業を開催することにしております。

初めに、7月1日に開庁記念式典・シンポジウムということで観光と教育委員会の共催で開催をいたします。委員の皆様にも準備ができましたらご案内をしていきたいと考えております。月曜日になりますので夕方から式典を行いましてシンポジウムを行っていくような流れになっております。

観光では7月に日本遺産の周遊バスツアーというのを開催される予定になっております。また8月にも同じ周遊バスツアーが開催されまして、また夏休み応援ツアーということで2回ほど開催されることになっております。

教育委員会では7月のイベントと9月、10月に郷土史体験講座の中で日本遺産の鎮守府探訪ツアーというものを2回開催いたします。ふだん見ることができないSSKの中や総監部の地下道等を見ていただきたいと思っておりますし、9月と10月では1カ所だけですけれども見学先を変えるよう考えております。一つは、前半は先ほどお話しした総監部ですね、SSKは同じですが、後半の午後の見学先について、一つは山の田水源地、もう一つは針尾送信所ということで考えております。針尾送信所も通常の3号塔以外に電信局舎というのがあります、電信室みたいな。そちらのほうを行っていただくかと。ヘルメットをかぶっていただかないと危ないのでヘルメットをかぶって入っていただくかと考えております。

また、教育委員会では11月に文化マンスというのが毎年あっておりますが、その中で鎮守府の写真展と平成29年度に作成しました映像を海編というのを編集して追加して、また市民の皆さんからナレーションとか、また文字のスーパーとかを入れていただいたほうがよりわかりやすくなるのではないかというお話がありましたので、そういったリニューアルを重ねて、この中で11月に発表させていただきたいと考えております。

港湾部に関しては、佐世保市海の日協賛会という実行委員会を港湾部の中に設けていらっしゃるって、そちらの主催ということで7月、毎年やられている海の日のパレードに合わせて130年の記念事業を行われるのと、世界の客船たちの写真展というのを予定されていらっしゃるところでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

今の佐世保鎮守府開庁の130年記念事業について説明がありましたが、委員の皆さんから何かご質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

すみません、次の予定へ向かう時間となりましたので、以降、中島教育長職務代理者で進行を続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【中島教育長職務代理者】

それでは、引き続きまして④まで終わりましたので、報告事項の5番目及び6番目についてのご報告をお願いします。

図書館長。

【坂口図書館長】

事前配付資料の31ページをお願いいたします。

令和元年の図書館まつりの来館者数ということで、一番上に表を載せております。今年度の来館者数は4,804名、昨年度に比しまして355名の増となっております。過去4回開催しておりますが、2番目の来館者となっております。今回の目玉でありました、本のリサイクル市、このイベントに340人の来場者がいらっしやいまして、3階のロビーがほぼ人で埋まるという状況が生じております。ちなみに10連休はすべて開館しておりましたが、十日間で1万2,431人来館いただきました。1日平均1,243名であり、通常の年間の1日平均1,200人を超えるぐらい来ていただいたこととなります。

続きまして、32ページをお願いいたします。

こちらは、既に開催が終わっている分となっておりますして申し訳ございません。5月25日に開催した内容となりますが、米海軍佐世保基地AFN報道の局員が主催する英語で絵本の読み聞かせをする会となっております。こちら毎回好評で、大体20名を超える参加者となっております。今後、定期的開催することでリピーターの方、もしくは新規の方が来やすいような環境をつくりたいということで考えております。

最後、33ページでございます。

英語de友活でございます。今回は6月4日に中学生または高校生を対象にということで開催をしたいと考えています。アメリカの基地のキングハイスクールの生徒さんと一緒に英語で各文化の交流を図りたいということでやっていきたいと思っております。一応締め切りが24日で締め切っておりますが、現在のところまだ10名ということで今後も随時募集していきたいと考えております。

報告は以上でございます。

【中島教育長職務代理者】

⑤、⑥について図書館から報告がございましたけれども、何かお尋ね等はございません

でしょうか。

【深町委員】

まずお尋ねは、10連休中、これだけ来館者数があつて駐車場の何かちょっとトラブル
というか苦情とかなかったのかなというのがお尋ねです。

【坂口図書館長】

やはり3、4、5の三日間については満車状態が続き、お昼2時から3時ぐらいがどう
しても駐車待ち状態が生じておりました。そこについては、館内の放送において、館内混
み合っていますという放送することで一定の循環、回転は何とかできたというところはあ
りますが、どうしてもやっぱり時間帯、イベントに集中したというところがありましたの
で、今後見直していかなければと思っております。

【合田委員】

先日、県の教育委員の研修で私は図書、読書活動の分科会に出ましたけれども、いろい
ろな市町の教育委員の方に呼び止められて、佐世保のことをお褒めの言葉を頂戴しました。
ボランティア養成講座もいろいろなところ行ったけれども佐世保が一番だったとか、イベ
ントの活用状況など、多分県で一番ですねとの言葉をいただきました。県教委としては、
やっぱり未就学児の家での読書活動にとにかく力を入れたいということを強くおっしゃ
いましたけれども、佐世保はちゃんとそこにスポットを当ててしていますよということは
アピールしてきた次第です。

以上です。

【坂口図書館長】

お褒めの言葉については職員に報告したいと思っておりますので、ありがとうございます。

【合田委員】

はい、もうほんとうに大絶賛でした。

【中島教育長職務代理者】

よろしいでしょうか。

【全委員】

ありません。

【中島教育長職務代理者】

それでは、一応予定の報告事項まで終わりましたけれども、ほかに何か委員の皆さんか
ら何かお尋ね、ご意見、要望等ございませんでしょうか。

【合田委員】

公民館、地区公民館を利用して、特に調理実習室では、電子レンジが何年も壊れていますとか、玉じゃくしがありませんとか、いろいろな公民館で意見を伺います。市民としては税金を納めているなかで、設備が整わないことに対する不満を聞きます。大きなハード面のことは理解しますが、比較的小規模な物品についても、修理をしなければならないものとか、速やかに対応していただきたいと思います。お願いします。

【小田副理事兼社会教育課長】

ご指摘ありがとうございます。修繕、特にそういう電気器具であるとかガス器具であるとかというのは、館長から、点検の中で故障が見つかった分には報告をいただいて、速やかに修理をしている状況はありますが、その部分にも気づかない部分があるかもしれませんので、改めて公民館に故障箇所等々について点検をするよう、館長会にて周知をしたいと思います。こういうご意見があったということで報告をし、各自点検をお願いして修繕箇所があれば申し出てほしいということで話をしていきたいと思っています。

使用の部分で安全の確保と快適さの確保という部分で可能な限り対応はしてきている状況はありますので、可能な限り対応できるように拾い上げていきたいと思っています。

【合田委員】

そうですね。もう災害時の避難施設にもなりますので、そこはしっかり押さえていただきたいと思います。お願いします。

【小田副理事兼社会教育課長】

ありがとうございます。

【中島教育長職務代理者】

ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【中島教育長職務代理者】

ありがとうございました。

それでは、長時間お疲れさまでした。定例教育委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----